

第3回 充電インフラ整備促進に関する検討会

東京都における事業系施設への充電設備設置の取組

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部

東京都における事業系施設への充電設備設置の取組

2030年政策目標

- ☐ 都内乗用車新車販売 100%非ガソリン化
- ☐ 都内乗用車新車販売 50%ZEV化
- ☐ 公共用急速充電器 1000基

充電インフラ整備に向けた取組

【充電設備普及促進事業（事業系）の都助成金交付実績】

	2018	2019	2020	2021	2022	合計（公共用基数）
急速充電器（基）	—	2	18	60	55	<u>1 3 5（1 1 3）</u>
普通充電器（基）	—	3	8	10	115	<u>1 3 6（4 7）</u>

※ 都内での公共用充電器設置箇所は、ディーラー、商業施設、駐車場の順となっている。

【参考】電気自動車等の普及促進事業 交付実績

2019	2020	2021	2022	合計（台）
2,779	2,122	4,008	10,749	<u>1 9,6 8 5</u>

※ 燃料電池自動車を除く

東京都における事業系施設への充電設備設置の取組

充電インフラ整備に向けた主な課題

- 電気事業法に基づく「電気設備の技術基準の解釈」で、EVと充電器を接続するケーブルの電圧が450V以下と規定されていることから、高出力充電器の普及促進の障害となっており、規制の緩和が必要。
- 「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」が公表されたものの、標準的な設置場所として時間制限駐車区間等についての記載がなく、具体的な設置方法、設置基準が明確になっておらず、速やかに設置することは困難な状況。

【参考】令和4年度公道への充電器設置箇所（3か所）

①パーキングチケット発給設備併設充電器
＜代官山付近＞



②充電専用スペース設置充電器
＜芝公園付近＞



第3回 充電インフラ整備促進に関する検討会

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

東京都環境局気候変動対策部

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

マンションEV充電設備に係る動向

東京都の環境施策

□2050年「ゼロエミッション東京」の実現
□2030年「カーボンハーフ」



2030年 都内乗用車新車販売

- 100%非ガソリン化
- ZEV割合50%

環境確保条例改正（2022年12月）

- 都内新築建物へのZEV充電設備の整備義務（2025年4月～）

2030年目標「都内集合住宅にZEV充電設備を6万基設置」

『未来の東京』戦略 version up 2023（2023年1月）で公表

- 将来のZEV普及の社会を見据えた充電設備の整備を促進するため、ZEV充電設備が一定台数設置できるよう、新築時に備えるべき基準を新設
- 新建物稼働後の使用者ニーズに応じた増設に円滑に対応できるよう、充電設備の設置とともに、配管等を整備する基準とする。

【充電設備の整備基準】

	整備基準の適用条件	実装整備基準	配管等整備基準
専用駐車場	5以上の区画を有する専用駐車場を設ける場合	区画の20%以上に整備 上限：10台	区画の50%以上に整備 上限：25台
共用駐車場	10以上の区画を有する共用駐車場を設ける場合	1区画以上に整備 上限：設定しない	区画の20%以上に整備 上限：10台

※ 専用駐車場：建物を継続的に利用する者（建物所有者や占有者（テナント、賃貸住宅における居住者等））が、契約などにより自家用若しくは事業用に使用する特定の自動車のための駐車場

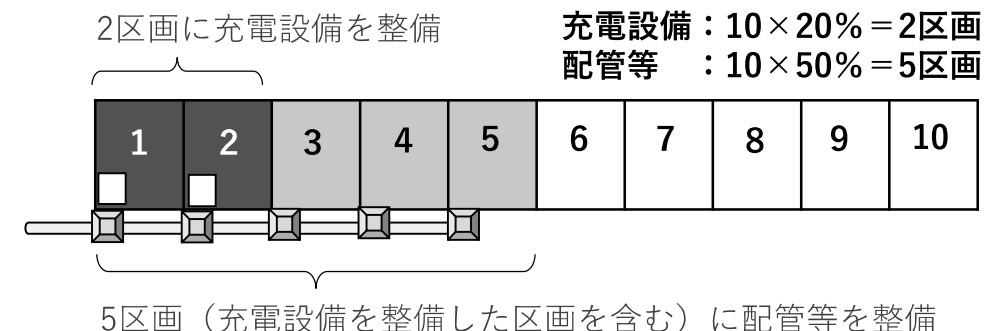
※ 共用駐車場：建物所有者や占有者以外の者が一定時間駐車する駐車場で、不特定の自動車のための駐車場

【基準適用の考え方】

- ・ 機械式立体駐車場については、充電設備設置の技術進展等を踏まえ、当面は基準適用の対象外とする。
- ・ 充電設備の整備は普通充電設備（充電用コンセントやV2Hを含む。）を基本とし、急速充電設備を整備する場合は、その容量の大きさに応じた台数の換算を行う。（例：容量30kWの場合、5台に換算）

※ 配管等整備の内容や、急速充電設備の換算方法等の詳細については、別途規定する。

＜専用駐車場10区画の場合の履行イメージ＞



【参考】電気自動車（ZEV）充電設備の整備について

- ゼロエミッションに重要な役割を果たすZEV※1の充電設備の整備基準を導入
【整備基準】 駐車場付き戸建住宅 1 棟ごとに充電設備用配管等を整備する。

	条件	整備基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する全ての住宅	1 台分以上	任意
戸建住宅以外 (集合住宅・非住宅)	10台以上の駐車区画を 有する建物	駐車区画の20%以上 (実装整備分を含む)	1台分以上

【誘導すべき基準】 駐車場付き建物 1 棟につき 1 台のV2Hの充放電設備等を設置

	条件	誘導基準	
		配管等	充電設備
戸建住宅	駐車場を有する全ての住宅	—	1 台分以上のV2H
戸建住宅以外※2 (集合住宅・非住宅)	駐車場を有する全ての建物	—	1 台分以上のV2H
	5 台以上の駐車区画を 有する建物	駐車区画の50%以上 (実装整備分を含む)	駐車区画の20%以上

※ 1 走行時(PHVはEVモードによる走行時)にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと

※ 2 上段又は下段のいずれかへの適合を求める

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

マンションEV充電設備の設置実績

目標：2030年までに6万基 令和4年度末実績：899基

充電設備普及促進事業の申請状況

		H30	R1	R2	R3	R4
申請基数実績 (累計)		59	100 (159)	127 (286)	185 (471)	564 (1,035)
内訳	普通充電器	59	97	127	181	564
	急速充電器	0	3	0	4	0

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

マンション管理組合へのアンケート調査

- ❑ 充電設備の設置状況や導入意欲、都の支援策の広報を目的としてアンケート調査を実施
- ❑ 実施時期：令和5年1月～2月
- ❑ 回答数：453棟／10,000棟

【調査結果】

- ❑ 約8%（36棟）が充電設備設置済み
- ❑ 未設置のマンションのうち、約67%（246棟）が充電設備設置を予定、設置したいまたは興味あり

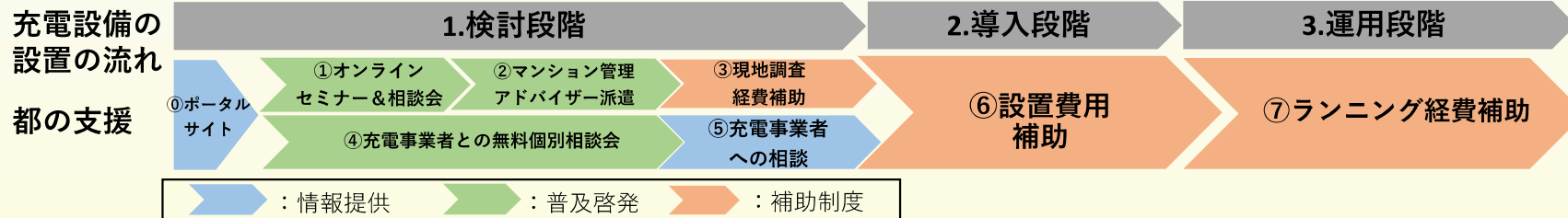
個別相談会（マッチング会）

- ❑ 開催日時：令和5年3月21日（火・祝）13:00～16:00
- ❑ 申込：135のマンション管理組合等
- ❑ 参加：117（来場：80名、オンライン50名）
- ❑ 参加者の約82%が満足・やや満足と回答、約65%が次回も参加と回答



東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

導入ステップと東京都の支援策



1. 検討段階

①ポータルサイト【東京都マンション充電器情報ポータル】
マンションへの充電設備の設置に関する総合情報提供サイトです。セミナーや相談会等、タイムリーな情報を提供します。

①オンラインセミナー&相談会

充電設備の選定から意思決定、設置までを分かり易く解説するセミナーと専門家に直接質問できる相談会を行います。

(参加費無料/2023年7月、9月、12月・2024年3月開催予定)

②マンション管理アドバイザー派遣

マンション管理に精通する専門家が現地を訪問し、充電設備の設置に係るアドバイスをを行います。

(参加費無料/随時受付中/年間90件まで受付)

③現地調査経費補助

管理組合内で議論するための提案書作成に係る現地調査費用を補助します。

(補助額最大18万円/件)

④充電事業者との個別相談会

充電事業者から提供するサービスのプレゼンと充電事業者との個別相談会を行います。

(参加費無料/2023年9月、2024年2月開催予定)

⑤充電事業者への相談

東京都では、マンション向けの充電サービスの普及を後押ししています。ポータルサイトで充電事業者を紹介しています。

2. 導入段階

⑥充電設備普及促進事業

充電設備購入費用と設置工事費用を補助します。

国と都の補助金を併用することで、ほとんど費用負担なく設置できる場合もあります。

3. 運用段階

⑦ランニング経費補助

新規引込の充電設備設置後の電気料金（基本料金）を補助します。

(最大18万円/年、3年間)

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

ポータルサイト

- 令和5年5月に、マンションへの充電設備設置に特化したポータルサイト「東京都マンション充電器情報ポータル」を開設

<https://www.tokyo-evcharge.metro.tokyo.lg.jp/>



- マンションへの導入の流れから補助制度の流れまでをわかりやすく紹介した約4分の動画や、リーフレットを掲載
- イベントのお知らせなどの最新情報を発信



- 各充電サービス事業者が提供するサービスの特徴等を掲載予定
- 今後、導入事例・Q&Aなど、さらに充実させていく予定

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の設立

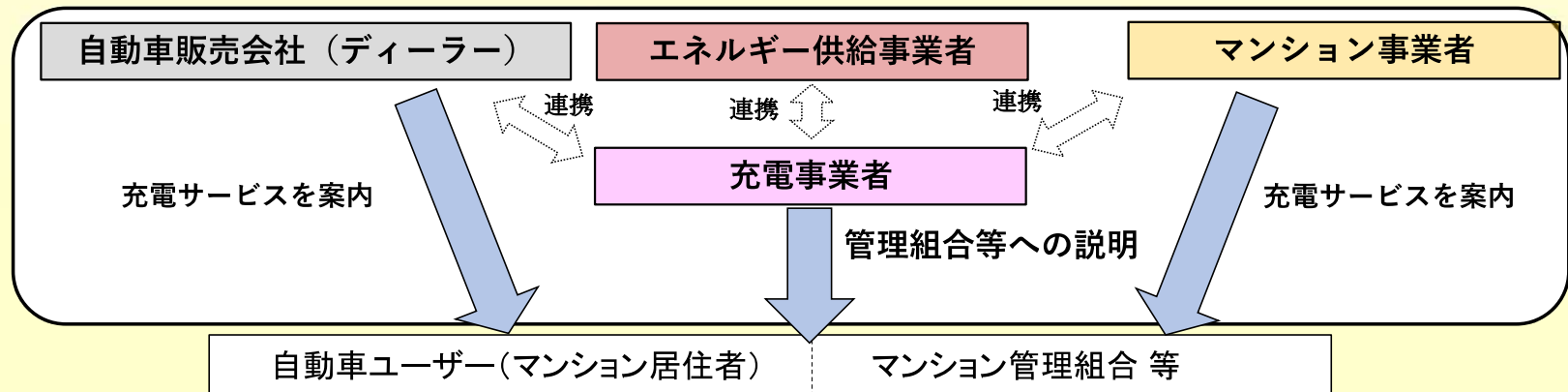
【背景】

- 既存マンションでは充電設備の導入に**住民の合意形成が必要**となるため、普及が進みにくい
- 充電設備の設置・運用に係る費用負担のルール整備が新たに必要

【目的】

- 専用アプリを用いて**利用者ごとに課金する充電サービス**の始まり（さらに、設置から運用、維持管理までを一括で行う充電サービスも登場）
- これらの充電サービスの認知度を向上させるため、関連する業界のリーディング企業・団体と連携し、既存マンションへの情報提供を促進

【連携協議会のイメージ図】



■ 連携協議会会員

充電事業者:22社 自動車販売会社:11社 エネルギー供給事業者:1社 マンション関連業界団体:1団体
(オブザーバー) 自治体等

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

令和5年度の予定

【連携協議会】

- ・ 2回開催：第1回を令和5年7月3日
- ・ 第2回を令和6年2月頃開催予定

【無料相談会（マッチング会）】

- ・ 2回開催（令和5年10月頃、令和6年2月頃）

【オンラインセミナー&相談会】

- ・ 4回開催
- ・ 第1回を令和5年7月9日（日曜日）に開催

【マンション管理組合へのアンケート調査】

- ・ 第1回調査：令和5年7月～9月
- ・ 第2回調査：令和5年12月～令和6年1月

東京都における集合住宅への充電設備普及促進の取組

充電インフラ整備のロードマップの検討 ～集合住宅における充電インフラ整備のあり方について～

- ・ロードマップ策定に当たって、諸外国の先行事例を参考にすることは有効であると考える。
集合住宅の基礎充電において、海外の整備状況や充電器出力、特に既存の集合住宅における設置基数などの整備の進め方について情報提供をお願いしたい。
- ・EV充電インフラにおいて、帰宅後の夜間の駐車時に充電できる環境の整備が重要です。集合住宅を含む住宅における充電設備について、整備目標・方針を明確にするとともに、今後、全国における設置基数の把握及び公表をお願いしたい。

助成制度のご案内

充電設備普及促進事業

事業者向け

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和 4 年度から令和 6 年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概 要	東京都内の事務所・工場・商業施設等において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

お問合せ先・申請先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）都市エネ促進チーム
〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階
TEL：03-5990-5159
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>



内 容

助成対象者	東京都内の施設等（下表参照）に事業用として設置する充電設備の所有者（法人、個人事業主及びリース事業者等）	
助成対象となる施設等	種 別	主な建物用途の例
	公共用充電	・商業施設（ショッピングセンター、百貨店等） ・宿泊施設等（ホテル、旅館等） ・観光施設（動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等） ・遊戯施設（公園、遊園地、テーマパーク） ・公共施設（地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等） ・時間貸し駐車場等
	非公共用充電	事務所・工場等 月極駐車場等
助成対象設備・要件	①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。 ②経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。 ③新品であること。	

		設備購入費	設置工事費※1	受変電設備 改修費※1※2	維持管理費※3
助成対象 経費・助成額	超急速充電設備 (出力90kW以上)	全額※1 (機種ごとの 上限あり)	上限 1,600万円 1基当たり	上限 435万円	保守費等 上限40万円 (設置後3年間まで) 電気基本料※4 上限310万円 (設置後5年間まで)
	急速充電設備 (出力10kW以上)		上限6万円(1kW当たり) or 上限309万円(1基当たり) いずれか低い方		保守費等 上限40万円 (設置後3年間まで) 電気基本料※4 上限60万円 (設置後3年間まで)
	・普通充電設備 ・V2H充放電設備 ・充電用コンセント スタンド	半額 (機種ごとの 上限あり)	上限81万円(1基目) 上限40万円(2基目～) ●機械式駐車場へ設置する場合 上限171万円(1基目) 上限86万円(2基目～)		
	充電用コンセント		上限60万円(1基目) 上限30万円(2基目～)		
	V2B充放電設備※5	上限125万円(1基設置) 上限187.5万円(2基設置) 上限250万円(3基以上設置)	上限62.5万円(1基設置) 上限93.7万円(2基設置) 上限125万円(3基以上設置)		
※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。 ※1 国補助金を併用する場合は、その交付金額分を差引いた額が上限額となります。 ※2 充電設備の合計出力が50kW以上の場合に限りです。 ※3 「充電設備運営支援事業」での助成となります(公共用充電の場合のみ対象)。 ※4 再生可能エネルギー100%の電気を使用する場合に限りです。 ※5 V2B充放電設備設置の場合、エネルギーマネジメント設備購入費も設置基数に応じて助成します。 設置基数当たり、最大上限30万円。					

申請について	①国の補助金を併用する場合 工事が完了し、国の額の確定通知書を受領してから、交付申請を提出（工事・支払完了から1年以内） ②国の補助金を併用しない場合 工事開始前に交付申請を提出
--------	--

ZEV (Zero Emission Vehicle) とは、電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)・燃料電池自動車 (FCV) 等の走行時に二酸化炭素等を排出しない車の総称です。

車やバイクの購入をご検討中のあなた！

環境に優しい車やバイクを購入するなら

今がおトク！



EV



対象車両の購入で

給電機能有
最大 45万円

再エネ100%電力契約で
又は
太陽光発電設備設置で
対象自動車メーカー車両であれば

最大15万円 プラス
最大30万円 プラス
最大10万円 プラス

PHEV



対象車両の購入で

給電機能有
最大 45万円

再エネ100%電力契約又は
太陽光発電設備設置で
対象自動車メーカー車両であれば

最大15万円 プラス
最大10万円 プラス

FCV



対象車両の購入で

給電機能有
110万円

再エネ100%電力契約又は
太陽光発電設備設置で
対象自動車メーカー車両であれば

25万円 プラス
5万円 プラス

EV・PHEV・FCV
外部給電器



対象機器の購入で

最大 40万円

EV バイク



対象の原付一種・
ミニカーの購入で

最大 18万円

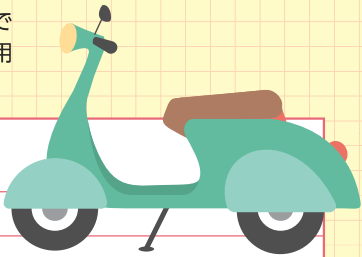
対象の原付二種・側車付二輪・
原付一種三輪の購入で

最大 48万円

詳細は次のページからご確認ください。

EVバイク

EV バイク（電動バイク）は、車載バッテリーに充電を行いモーターで駆動するため、走行中に二酸化炭素を排出しません。充電は、家庭用電源で簡単に行うことができます。

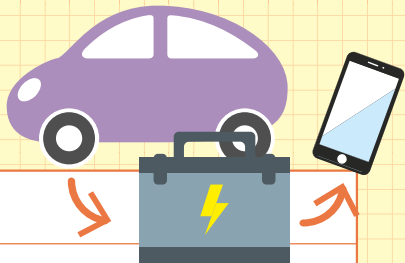


助成対象者	①東京都内の個人、事業者（個人事業主を含む） ②リース事業者（①と契約していること）
助成対象車両	電動バイク（原動機付自転車（ミニカー含む）、側車付二輪自動車）
助成要件	①新車の購入又はリースであること ②新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の発行日において、経済産業省の「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の対象車種になっていること ③定置場又は使用の本拠の位置が東京都内にあること 等 なお、交換式バッテリーなしで販売※される車両については、CEV 補助金は交付されませんが、本助成金においては助成対象となります。 ※バッテリーシェアサービス等、別途、交換式バッテリーを確保する利用者向けの販売
助成額	同種同格のガソリン車両との価格差から CEV 補助金を除いた額 （車種により上限 18 万円又は 48 万円） ※ 詳しくはホームページでご確認ください。
申請期限	新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の発行日から 1 年以内
令和 5 年度受付締切	令和 6 年 3 月 29 日（金） 必着
担当窓口	モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike



EV・PHEV・FCV
外部給電器

外部給電器は、EV や PHEV、FCV に搭載された電池から電気を取り出し、外部へ給電することができます。災害時等に非常用電源として役立ちます。



助成対象者	①東京都内の個人または事業者（個人事業主を含む） ②リース事業者（①と契約していること）
助成対象機器	外部給電器
助成要件	①新品の購入またはリースであること ②購入された日において、経済産業省の「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の対象機器になっていること ③主として東京都内で使用されること ④使用の本拠の位置が東京都内にある EV・PHEV・FCV を所有または使用していること 等
助成額	外部給電器本体の購入費の 1/2※（上限 40 万円） ※ 詳しくはホームページでご確認ください。 ※ 国・区市町村等補助供給時には、当該補助額を控除
申請期限	購入日から 1 年以内
令和 5 年度受付締切	令和 6 年 3 月 29 日（金） 必着
担当窓口	モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed



詳しくは、クール・ネット東京ホームページ内の「手続きの手引き」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム

〒163-0809 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 9 階

TEL：050-3155-5646

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）
9：00～17：00（12：00～13：00 を除く。）



クール・ネット東京 ホームページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/>

e-mail:cnt-toshienne@tokyokankyo.jp



公益財団法人 東京都環境公社

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

公社は、東京都産業労働局及び東京都環境局の本事業についての執行団体です。



ZEV補助事業の最新情報をお届け
公式Twitterアカウント
「ぼうしちゃんのつぶやき」
@coolnet_tokyo2

フォローしてね



EV PHEV FCV



EV

(電気自動車)

車載バッテリーに充電を行い、
モーターで駆動。走行時には二酸化炭素等を排出しません。



PHEV

(プラグインハイブリッド自動車)

外部から充電することができ、
ハイブリッド車。モーター走行時には二酸化炭素等を排出しません。

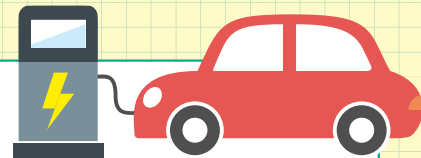


FCV

(燃料電池自動車)

水素と酸素を化学反応させて電気を
作る「燃料電池」を搭載。モーターで
駆動するため、走行時には二酸化炭素
等を排出しません。

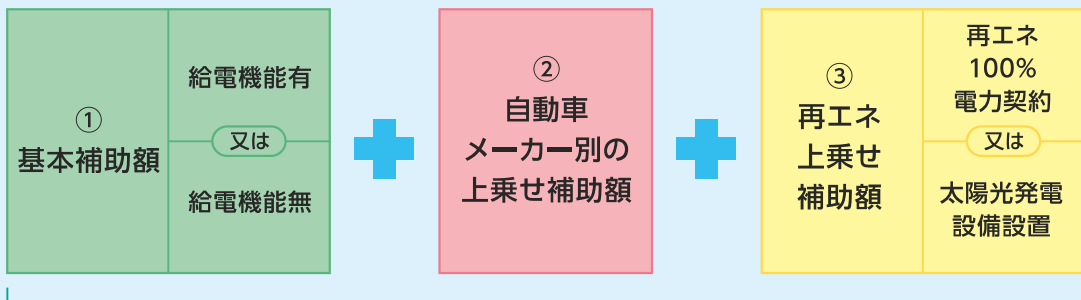
各車両、外部給電器を用いることで、外部への給電が可能に。
非常時の電源としても活躍します。



助成対象者	①東京都内の個人、事業者（個人事業主含む） ②リース事業者（①と契約していること） ③（FCVのみ）東京都内の区市町村
助成対象車両	EV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）
助成要件	①新車の購入又はリースであること ②初度登録又は初度検査された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の対象車両になっていること ③使用の本拠の位置が東京都内にあること 等

令和5年度の初度登録又は初度検査の車両には、「基本補助額」に加え、要件を満たした場合「自動車メーカー別の上乗せ補助額」「再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額」が加算となります。
（高額車両については、0.8 を乗じた額が補助額となります。）

補助額の基本的な考え方



高額車両（税抜 840 万円以上）については、上記までの合計額に 0.8 を乗じた額を補助額とします。

① 基本補助額

車両	申請区分	給電機能有※1	給電機能無※1
EV	個人	45 万円	35 万円
	事業者	37.5 万円	27.5 万円
PHEV	個人	45 万円	35 万円
	事業者	30 万円	20 万円
FCV	個人・事業者	110 万円	100 万円

※1 給電機能：外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能

② 自動車メーカー別の上乗せ補助額

自動車メーカー	ブランド名	加算額 ※2
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	5 万円
日産自動車株式会社	日産	10 万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、MINI	5 万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5 万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	5 万円
マツダ株式会社	マツダ	5 万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10 万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、DS、ジープ、フィアット、アバルト、アルファロメオ	5 万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10 万円

※2 ZEV 乗用車、非ガソリン乗用車の販売実績等に基づき、補助額を加算（最大 10 万円）

③ 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額

再生可能エネルギー電力を導入している場合、次のいずれかの補助額を上乗せします。

車両	申請区分	再エネ 100% 電力契約※3 （基本補助額に上乗せ）	太陽光発電設備設置※4 （基本補助額に上乗せ）
EV	個人	+15 万円	+30 万円
	事業者	+12.5 万円	+25 万円
PHEV	個人	+15 万円	+15 万円
	事業者	+10 万円	+10 万円
FCV	個人・事業者	+25 万円	+25 万円

※3 再エネ 100% 電力メニュー契約の場合：対象の電力メニューを契約していることが確認できる書類を申請書類に併せて提出

※4 太陽光発電設備設置の場合：発電出力 2kW 以上の太陽光発電システムを設置していることを確認できる書類を申請書類に併せて提出

オンライン申請を推奨しています。

オンライン申請運営会社「株式会社 Graffer」のアカウント（Graffer アカウント）を作成すると、申請内容の一時保存や、過去に申請した内容の確認ができます。

申請期限	初度登録または初度検査から 1 年以内
令和 5 年度受付締切	令和 6 年 3 月 29 日（金） 必着
担当窓口	クール・ネット東京 モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 申請の詳細についてはこちら → https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev



令和5年度
初度登録
車両の助成額

令和4年度
初度登録
車両の助成額

令和 4 年度初度登録の車両		通常	再エネ 100% 電力契約※5	太陽光発電設備設置※6
EV	個人	45 万円	60 万円	75 万円
	事業者	37.5 万円	50 万円	62.5 万円
PHEV	個人	45 万円	60 万円	60 万円
	事業者	30 万円	40 万円	40 万円
FCV	個人・事業者	110 万円	135 万円	—

※5 再エネ 100% 電力メニュー契約の場合：対象の電力メニューを契約していることが確認できる書類を申請書類に併せて提出

※6 太陽光発電設備設置の場合：発電出力 3kW 以上の太陽光発電システムを設置していることを確認できる書類を申請書類に併せて提出